

墨田区地域包括支援センター運営協議会に関する要綱

平成 18 年 3 月 31 日

17 墨福高高第 1029 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立性を確保し、円滑かつ適切な運営を図るため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 25 年墨田区条例第 5 号）により設置した墨田区地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を介護保険事業運営協議会に報告する。

- (1) センターの担当区域の設定に関する事項
- (2) センターの設置、変更及び廃止に関する事項
- (3) センターの公正・中立性の確保に関する事項
- (4) センターの事業運営の評価に関する事項
- (5) センターの職員の人材確保等に関する事項
- (6) 介護保険法第 115 条の 47 第 1 項に規定する委託に関する事項
- (7) 介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業の委託に関する事項
- (8) 地域における介護保険事業以外のサービスとの連携体制の構築等に関する事項
- (9) 地域ケア会議に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から区長が委嘱し、又は任命する委員 17 名以内で構成する。

- (1) 地域ケアに関する学識経験を有する者
- (2) 介護サービス等に関する事業者及び職能関係団体の推薦する者

(3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者

(4) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(5) 前項に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉保健部高齢者福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 22 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。